

中央防災会議 防災基本計画専門調査会報告 『防災体制の強化に関する提言』（概要）

1 迅速な災害応急体制の確保

災害時には、情報の集約及び共有化を行い、限られた人員や様々な資源等を効果的に投入するため、関係機関間の総合調整を迅速に行う必要。そのためには、災害発生前から、災害応急体制に関して様々な観点から必要な措置を講じておくべき。

初動体制の強化

新官邸危機管理センターの機能等を最大限に活用。

広域防災体制の整備

広域防災活動に関する計画・協定の策定や広域防災ネットワークの整備を推進。

大規模な訓練の実施の推進

通常の防災訓練に加えて、図上訓練の実施を推進するとともに、各般のマニュアルの充実を図る。

実動部隊の体制強化

実動部隊に必要な装備、資機材等の整備を充実させるとともに、大規模訓練の実施を推進し、広域応援体制を強化。

組織体制の強化

各府省庁における、防災・危機管理担当職員の増員も含めた一層の組織体制の強化。

災害対策関係法令等の再点検

大規模災害や様々な形態の災害に一層適切に対処するため、災害対策関係法令等について再点検を実施。

2 地方公共団体の防災・危機管理対応力の強化

災害発生時における市町村や都道府県の果たす役割は非常に大きい
ため、地方公共団体の防災・危機管理対応力を強化すべき。

防災・危機管理対応力評価の推進

防災・危機管理体制の評価指針を策定し、これを踏まえ地方公共団体の防災・危機管理対応力評価を推進。

防災組織の強化

首長を補佐し、防災・危機管理部門を統括する防災監や危機管理監のようなポストの創設を推進。

広域応援活動に資するため、現在の防災体制の標準化を推進。

計画的な減災施策の推進

必要に応じ、耐震化等の減災施策に関する具体的なアクションプランの策定など、計画的に減災施策を実施。

3 防災情報体制の整備と災害に関する研究の推進

被害状況を迅速かつ正確に把握し、それを国民にわかりやすく伝達することが重要。ハードとソフト双方の整備を行い、行政と行政、行政と国民との間の情報の共有化を推進。

災害に関する最先端の研究を防災対策上のニーズを踏まえつつ推進し、その成果を活用し、災害発生の防止や被害軽減を図る。

情報システムの一体化の推進

各種機関の防災情報システムの連携のあり方、全体像・役割分担等を明確化したグランドデザインを早期に策定。

災害に関する研究の推進

災害を発生させる自然現象等のメカニズムの解明やIT、先端技術等に関する研究を一層推進し、防災施策との連携を図る。

防災マップ等の作成及び周知

想定される災害の範囲やその内容、避難施設の位置等を示した防災マップなどを作成し、住民に周知。

4 住民及び企業の防災・危機管理意識の向上

災害による被害を軽減するために、行政による「公助」だけでなく、自ら身を守る「自助」や防災行政への寄与・協力、自主防災組織やコミュニティの強化、住民、ボランティア、企業等の連携も含めた「共助」が必要。

自助努力の必要性

災害に関し、自分の身は自分で守るのが原則。常日頃から災害に備える心構えを持ち、必要な対策を講じておくことが重要。

地域の総合的な防災力の向上

行政と住民等が連携して地域の総合的な防災力を客観的に評価し、これらの情報を共有し、地域の総合的な防災力の向上を図る。

企業防災の推進

企業は自らの防災組織の充実を図り、社員等の安全確保対策を一層推進すると共に、周辺地域の住民との連携を強化。

市場における防災性能評価等の推進

防災に着目した製品の性能基準の設定等、防災性に優れた製品等が市場において評価される仕組みを構築し、その普及を支援。

5 防災・危機管理に関する人材の育成

的確に災害対策を実施するためには、人材に依るところが大きく、行政及び民間双方において、防災・危機管理に関する専門家を育成するとともに、育成した人材を十分に活用していくべき。

防災・危機管理の専門的知識を有する人材を育成

各研修機関が連携して人材育成プログラムの創設を推進。

防災・危機管理関係の部局に繰り返し勤務させることで専門家の育成を推進。

防災・危機管理に関する人材の活用

大規模災害発生時等において、広域応援活動により防災・危機管理に関する人材を優先的に投入する仕組みを構築。

防災教育の推進

初等中等教育における、総合的な学習の時間の活用などによる防災に関する総合的な学習活動の充実が重要。

大学等において防災・危機管理学の充実などの取り組みを推進。

6 被災者支援の充実

自助努力の重要性を踏まえつつ、救助段階から復興段階に至る被災者支援のグランドデザインを明らかにし、総合的な観点から被災者のニーズに対応した多様な支援策を提示することが重要。

今後、支援施策の具体化にあたっては、公平性・透明性の確保、情報提供の充実、財源に関する問題など、様々な観点を十分に勘案しつつ、被災者支援の充実に向けた具体的方策を確立するべき。

生活再建支援の充実

国や地方公共団体において、被災者のニーズに適合した支援策の一層の充実を図る。

安定した居住の確保は重要課題であるが、住宅等の財産の損失補てんを公費で行うことは問題。行政としては、被災者の生活再建を支援するという観点から、住宅の所有・非所有に関わらず、真に支援が必要な者に対し、総合的な居住確保を支援していくことが重要。

災害救助の段階における多様な支援策の提示

災害救助の段階において、生活様式の多様化等を踏まえ、より適切な支援を行うため、現物支給について支給内容の充実・多様化、現金支給制度の活用等、多様な支援施策を提示。

災害への備えに対する支援の充実

耐震化や災害に係る保険・共済制度への加入などの自助努力に対する支援を充実。

長期避難をしている被災者への支援

三宅島の島民については、避難生活時に加え、一時帰宅時、帰島時及び帰島後の支援について総合的な検討を行い、その充実を図る。

7 中央防災会議による防災行政の一層の推進

中央防災会議による防災行政の推進

中央防災会議において、防災施策における総合調整を一層推進。重点的に推進すべき防災施策及びその具体的な推進方策等を明示。

提言された事項の実施及びフォローアップ

提言事項のうち、実施できる項目から施策として順次具体化していくことが重要。

中央防災会議等において、その実施状況等を今後も点検し、フォローアップを実施。